



学校いじめ防止基本方針の策定理由

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条及び同法第12条の規定に基づき策定された「新潟県いじめ防止基本方針（令和3年7月改定）」により、県立新発田竹俣特別支援学校の生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめの起きない学校づくり」を目的に策定するものです。



STOP

いじめ防止に向けての基本方針

（1）「連帯感」「所属感」「達成感」を生む先行的・常態的な生徒指導

「学校生活のきまりと心得」の指導や日々の挨拶、励まし、称賛、対話、及び授業や行事等をとおして、個と集団へ働き掛けます。生徒の人権意識やコミュニケーション力、人間関係形成力、協働性、自己理解、他者理解、課題解決力などの育成を目指します。

（2）いじめ防止に向けた予防的生徒指導—いじめ未然防止の取組

いじめの未然防止をねらいに、意図的・組織的・系統的に教育プログラムを実施します。SOSの出し方に関する学習や情報モラルに関する学習、「いじめ見逃しゼロスクール」等県民運動に関連する取組（生徒会主催の集会や標語・ポスターコンクール）を計画します。

（3）いじめ防止に向けた予防的生徒指導—いじめ早期発見対応

いじめの予兆行動を示す生徒を早期発見と迅速な対応をするためにいじめアンケートをとったり、教育相談を行ったりします。また、被害生徒の安全確保等を行います。

（4）いじめ解消に向けた組織的な指導・支援

いじめ防止対策委員会を開催し、第一次判断や事実の把握と対応策についてチームで検討し対応にあたります。被害生徒のケアや加害生徒の指導、関係修復等を目指します。

チームで行ういじめ防止対策委員会

新発田竹俣特別支援学校では、いじめの初期段階、いじめ認知による指導・支援方針、重大事態への対応は、校長・教頭、担任、生徒指導主事他、関係職員がチームとなり実施しています。また、いじめの内容によっては、警察や児童相談所等の関係機関にも協力を得ることができます。

いじめの定義—いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童などが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性※1の高いもの」とされています。

※1 蓋然性（がいぜんせい）とは、起こる可能性が高いこと。

学校教育目標「しなやかに」

「しなやかに」とは、校名「竹俣」の名前に由来し、風雪や嵐にも負けず、柔軟でありながらまっすぐ伸びていく竹を、子どもたちの成長に見立てた言葉です。



いじめ防止に向けての具体的な取組

（1）いじめ防止に向けた年間指導計画の作成

- 各種行事（体育祭、竹俣祭他）
- 個別懇談会（5月、7月、12月、3月）
- 学校生活アンケート6月/11月
- いじめ見逃しゼロ全校集会、標語・ポスターづくり

（2）教育相談体制の充実

- 定期・不定期の教育相談
- スクールカウンセラーによるカウンセリング

（3）ネット上のいじめへの対応

- 情報モラルに関する学習（学級）
- SNSトラブルに関する学習（該当者）他

（4）校内研修の実施

- 生徒情報交換会 年4回
- 生徒指導研修（ゲートキーパー研修）夏季休業中
- 情報モラルに関する研修 夏季休業中 他

いじめ重大事態への対応

●学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行います。

●学校は、調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供します。

●学校は、重大事態が発生した旨を県教育委員会に報告し、指示、指導に従います。

●重大事態の意味

（1）いじめにより在籍児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○児童生徒が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合 など



（2）いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」：年間30日を目安）

●生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたります。



深めよう 絆 にいがた県民会議